

令和8年度（2026年度）北海道介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業費補助金交付要綱

（通則）

- 1 この要綱は、北海道介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、「令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業の実施について」（令和7年12月25日老発第1225号第3号厚生労働省老健局長通知）の別紙「令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業 実施要綱」に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この補助金は、介護分野の人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、必要な対応を行うこととされている令和8年度介護報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げ・職場環境改善の支援を行うことを目的とする。

（交付の対象）

- 3 この補助金は、別に定める「北海道介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき、介護従事者に対して幅広く賃上げ支援を実施する介護サービス事業所又は介護保険施設（介護予防・日常生活支援総合事業を含む。以下「介護サービス事業所等」という。）を対象とする。

（補助金の算定方法）

- 4 介護サービス事業所等に対する補助額は、以下の式により被保険者ごとの補助額を算出し、介護サービス事業所等ごとに補助額を合計することで確定することとする。なお、被保険者ごとの補助額の算出に当たっては、1円未満の端数は切り捨てとする。

被保険者ごとの補助額 = 基準月の介護総報酬 × 交付率

※ 基準月の介護総報酬は、基準月の介護報酬総単位数（基本報酬サービス費に各種加算減算を加えた単位数をいう。）に、1単位の単価を乗じたもの。

※ 交付率は、サービス類型及び補助金の要件別に別紙1表1、表2及び表3に掲げる交付率とする。

※ 基準月は、原則、令和7年12月とする。

（交付の条件）

- 5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
 - (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を得なければならない。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を得なければならない。
 - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 本要綱7により実績報告書を提出した場合に、職場環境改善経費に消費税額を含めており、かつ控除税額が実績報告書作成時に未確定の場合は、確定後に知事に報告し、補助額に変更が生じる際は、当該消費税仕入れ控除税額の一部又は全

部を返還しなければならない。

- (5) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後2年間保管しておかなければならない。

(交付申請)

- 6 この補助金の交付申請は、実施要綱に定める介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業計画書（以下「計画書」という。）によるものとし、別に定める日までに知事に提出するものとする。

(実績報告)

- 7 実績報告は、実施要綱に定める介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）によるものとし、本要綱9により交付の決定を受けた介護サービス事業者等は、事業が完了したときは、実績報告書を別に定める日までに知事に提出するものとする。

なお、北海道国民健康保険団体連合会（以下「道国保連」という。）が交付対象事業者へ発送する交付額通知をもって、額の確定通知とする。

(変更の届出)

- 8 計画書に変更があった場合は、実施要綱に定める変更届出書により知事に変更の届出を行うものとする。

(交付の決定)

- 9 知事は、本要綱6により計画書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、交付を決定する。

知事は、交付の決定をしたときは、道国保連へ交付対象者を通知し、道国保連が交付対象者へ発送する交付額の通知をもって、交付申請者への決定の通知とする。

(補助金の返還)

- 10 知事は、補助金の交付を受ける介護サービス事業者等が次のいずれかに該当する場合は、既に交付された補助金の一部又は全部を返還させることができる。

(1) 補助金の補助額に相当する賃金改善や職場環境の改善が行われていない、賃金水準の引下げを行いながら特別事情届出書の届出が行われていない、労働法規を遵守していない等、実施要綱に記載の要件を満たさない場合

(2) 虚偽又は不正の手段により補助金を受けた場合

(違約加算金)

- 11 介護サービス事業者等は、本要綱10により、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を道に納付しなければならない。

(違約延滞金)

- 12 介護サービス事業者等は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。

（交付の方法）

- 13 補助額の介護サービス事業者等に対する支払（振込）については、原則として、法人ごとに一つの口座に対して行うものとする。その際、振込先口座は、原則として、介護サービス事業者等が道国保連に介護給付費等の振込先口座として登録している口座とし、知事が道国保連から必要な口座情報の提供を受けることについて、計画書を用いて、介護サービス事業者等から同意を得ることとする。

（電子情報処理組織による申請等）

- 14 補助事業者は、補助金の交付申請及び補助事業の実績報告については、北海道電子申請サービスを使用する方法により行うことができる。

【北海道電子申請サービス URL】 〈<https://www.harp.lg.jp/YBt9D3Vn>〉

附則

この要綱は、令和 8 年 3 月 3 0 日から施行する。